

杉並区公契約等における適正な労働環境 の整備に関する要綱

平成 24 年 3 月 28 日

杉並第 67379 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区公共調達の指針(平成 24 年 1 月 11 日杉並第 51256 号)に基づき、杉並区(以下「区」という。)が締結する工事の請負契約及び役務の提供を主とした委託契約に基づく業務並びに区が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働環境の整備に関し必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約等 区が発注する工事の請負契約及び役務の提供を主とした委託契約並びに公の施設の設置条例の指定管理者との協定の締結に関する規定に基づく協定をいう。
- (2) 委託契約等 区が発注する役務の提供を主とした委託契約及び公の施設の設置条例の指定管理者との協定の締結に関する規定に基づく協定をいう。
- (3) 受託者等 区と公契約等を締結するものをいう。
- (4) 従事者 委託契約等の受託者等が、専ら受託した業務に従事させるために雇用した者をいう。
- (5) 従事者等 従事者及び工事の請負における労働者をいう。
- (6) 主管課長 杉並区契約事務規則(昭和 39 年規則第 19 号)第 2 条第 1 項に定める課長をいう。

(区の責務)

第 3 条 区は、従事者等の適正な労働環境の整備の観点から、適正価格での発注を促進するよう努めなければならない。

2 区は、委託業務等を発注又は指定する場合において、従事者の労働環境が労働関係法令に照らして適正に遵守されていることを確認するために必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

3 区は、工事の請負の受託者からの報告により下請関係を適切に把握するとともに、関係法令の遵守と従事する労働者の適正な労働環境での履行が確保されるよう受託者に対する指導に努めなければならない。

4 区は、障害者雇用の促進、子育て支援等区の施策推進に寄与した発注に努めなければならない。

(受託者等に対する要請)

第4条 区の契約担当者及び主管課長は、前条の責務を果たすため、受託者等に対して必要に応じて次の事項について協力を要請するものとする。

- (1) 労働者の福祉の増進と雇用の安定を図るため国等が行う各種の制度や共済事業等について、労働者に対し必要な周知と勧奨を行うこと。
- (2) 受付業務等区民サービスに直結する委託業務等について、業務の継続性及びサービス水準の確保に努めること。
- (3) 労働関係法令遵守の確認のために行う関係書類や各種の調査票の提出並びに社会保険労務士等区が指定した者の調査活動に対して誠実に協力すること。

(労働環境整備対策)

第5条 区長は、第3条に定める区の責務を果たすため、次の労働環境整備に関する事業又は対策を実施するものとする。

- (1) 労働関係法令遵守の確認
- (2) 建設業退職金共済事業（以下「建退共」という。）の普及促進に関する事業
- (3) 最低制限価格制度及び低入札調査制度の実態に即した設定と運用
- (4) 前各号に定めるもののほか、総務部長が特に必要と認めた事業又は対策

(労働関係法令遵守の確認)

第6条 区長は、別に定めるモニタリング対象業務の委託契約等について、受託者等から労働関係法令遵守に関する報告書を提出させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は対象業務としないことができる。

- (1) 受託者等が非営利法人の場合
- (2) 受託者等が協同組合又は法人格のない任意団体等で、対象となる従事者が実質的に存在しない場合
- (3) 業務内容が役務の提供を主としていない場合又は専ら当該業務のためにのみ雇用する者が存在しない場合。

3 第1項により提出された報告書は、モニタリングにおける事業者との協議の際、その内容を確認しなければならない。

4 区長は、労働関係法令遵守の確認に関し、特に必要と認める業務について社会保険労務士等による調査を行うことができる。

(建退共の普及促進)

第7条 区長は、建設業で働く労働者の福祉の増進と雇用の安定を図るため、必要に応じて次の対策を実施するものとする。

- (1) 建退共加入及び証紙購入報告の提出
- (2) 大規模工事における建退共証紙貼付状況の確認

(最低制限価格制度等の運用)

第8条 区長は、適正な労働環境の整備の観点に配慮した低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の運用に努めなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、労働環境の整備に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。